

いってきまーすの、その前に!

事故を未然に防ぐためには、義務である定期的な点検・整備が不可欠です。そこで今回は「灯火装置の点検」について紹介します。毎日繰り返す行ことで形式的になり、異常を見落としてしまわないようお願いします。



うっかりしがちな交通違反、「整備不良」

フロント灯火装置や方向指示器が点灯しない場合は整備不良となり、反則金などが適用されます。

整備不良尾灯等違反(大型車):1点、9,000円

整備不良を確実に防ぐためにも、二人一組で点検を行ってください。

フロント～サイドの点検



「デイルイト」「クリアランス灯」「ロービーム」「ハイビーム」「フォグランプ」の点灯



「車高灯」の点灯



「マーカーランプ」の点灯



「左右ウinker」および「ハザードランプ」の点灯・点滅

リヤの点検



「テールランプ」「ブレーキランプ」「車高灯」の点灯



「左右ウinker」および「ハザードランプ」の点灯・点滅



「ナンバー灯」の点灯



「バックランプ」の点灯と併せてバックブザー音も確認